

第 1 2 9 6 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員長職務代理 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委 員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長職務代理が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 2 9 5 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 4 件 報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 1 件, 報告 1 件については, 市議会議案及び関係機関との協議を要する事項に関する案件であるため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第 2 4 号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

(事務局説明)

○ 東教職員人事課長

病気休暇・病気休職の期間通算の取扱い変更を行った京都府の規則改正に準じて, 京都市の規則改正を行い, 府並教職員について取扱いを変更する。

改正内容について, 現行制度では病気休職から復職した場合, 復職後 1 日でも出勤すれば, 再度同一疾病で休む場合に病気休暇を取得できた。改正後は, 休職から復職後 6 ヶ月以内に再度同一疾病で休む場合, 病気休暇は取得できず, 休職発令を行うこととなる。な

お改正後も、休職から復職後 6 ヶ月 1 日以上出勤すれば、現行と同じ取扱いとなる。

今回の改正は、病気休暇と休職の期間通算方法を同一に取扱うことを目的としている。

これまでより、病気休暇から復帰後 6 ヶ月以内に再度同一疾病で病気休暇を取得した場合、期間を通算していたが、今回の改正により、病気休職についても同様に、復職後 6 ヶ月以内に再度同一疾病で休んだ場合は、一連の休職とみなし休職期間を通算することとなる。

施行日は、平成 25 年 1 月 1 日であり、施行日以降に休職から復職した者について、改正内容を適用する。なお、施行日前に復職している者が、再度同一疾病で休む場合、施行後 6 ヶ月間について経過措置を設け、これまでと同様に病気休暇を取得できるものとする。

(委員からの主な意見)

○年間の休職者数はどのくらいか。

○精神疾患による休職者が出現する背景や世代別の傾向はどのようなものか。

○担任教員が休職した際の基本的な対応についてはいかがか。

○京都市職員の休職制度はどのようなになっているか。

(事務局)

○24 年度は実人数で 72 名が休職しており、うち 44 名が精神疾患による休職者である。
在職者比は 0.59% であり、国の最新の調査とほぼ同程度となっている。

○国のまとめによると、精神疾患となる教諭は、40～50 代以上のベテランが多い。業務量の増加・質の困難化や、従来の教育方法が通じない等の理由があると思われる。教育委員会としては、制度や職場の体制を整備する等の対策を行っている。

○教員が 1 ヶ月以上の療養を要する場合は、速やかに補充講師を任用し、教育活動に支障が出ないように努めている。

○京都市の職員は、要勤務日で 75 日あるいは 4 ヶ月休むと休職を発令し、3 年間を上限としている。

(議決)

委員長職務代理が、議第 24 号「京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 25 号 指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 26 号 京都市立学校幼稚園要休養審査委員会の設置等に関する規則の制定について

議第 27 号 京都市立学校幼稚園要休養職員取扱規程を廃止する訓令の制定について

議第 28 号 京都市教科書選定委員会規則の制定について

議第 29 号 京都市就学指導委員会規則の制定について

議第 30 号 京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会規則の制定について

議第 3 1 号 京都市立学校結核対策委員会規則の制定について

議第 3 2 号 京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

議第 3 3 号 京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会の設置等に関する
規則の制定について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

議第 2 5 号～第 3 3 号については、10月28日の9月市会本会議において可決された「京都市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例」(以下、「一括条例」という。)等に関連する規定整備の事案になるので、まとめて審議いただきたい。

まず、この度の規則制定の趣旨及び制定に係る経過について、政策、施策、事業等について検討する審議会等のうち要綱等により開催されているもの(以下「要綱等開催審議会等」という。)については、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例の定めるところにより置くべきとの下級審の裁判例が複数出されている状況にあり、本市においても、要綱等開催審議会などのより適正な運用を図るため、その位置づけについて全市的に見直しを行った。

その結果、条例に規定し、附属機関として設置する方が適当であると判断したものについて、条例で附属機関の設置等に関し必要な事項を定め、条例記載事項以外の部分について、教育委員会規則で定めようとするものである。

また、広範多岐にわたる様々な行政需要に対し、迅速かつ機動的な対応ができるよう、市長その他の執行機関が定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を設置することができることとされた。

附属機関として条例で定めるか否かの判断基準については、「①市職員以外の者が参加すること」、「②調停、審査、審議又は調査を行うこと」、「③合議体として一定の結論を導き出す機関であること」、以上の3要件すべてに該当するものとし、教育委員会における要綱等開催審議会等について、点検を行った結果、次のとおり整理することとなった。

まず、附属機関とするものについては、合計13件である。

そのうち、一括条例別表に掲載する附属機関は、「京都市教員指導力判定委員会」、「京都市小学校教科書選定委員会」、「京都市中学校教科書選定委員会」、「京都市高等学校教科書選定委員会」、「京都市総合支援学校・育成学級教科書選定委員会」、「京都市就学指導委員会」、「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」、「京都市立学校結核対策委員会」、以上の8件である。

次に、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の改正により、当該条例に基づく附属機関となるものが、「京都市知的障害者学習ホームひかり学園指定管理者選定委員会」、「京都市教育委員会野外活動施設指定管理者選定委員会」の2件である。

次に、京都市職員の分限に関する条例の改正により、当該条例に基づく附属機関となるものが、「教職員資質等判定委員会」、「京都市立学校幼稚園要休養審査委員会」の2件である。

最後に、規則により設置するものが、「京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員

会」の1件である。

以上の13件を今回の見直しにより、附属機関として位置づけた。

一方で、合議体として一定の結論を導き出さず、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を聴取する場として開催している懇談会等については、引き続き、要綱等を開催根拠とするものとする。

以上が、この度の規則制定の趣旨及び制定に係る経過となる。これらを踏まえ、この度、審議いただく議案は合計9件である。

議第25号については、一括条例別表に定められた「京都市教員指導力判定委員会」について、条例記載事項以外の部分を、指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等について定めた現行の教育委員会規則を改正し、加えるものである。

議第26号については、「京都市職員の分限に関する条例」に基づき、附属機関として位置づけられる「京都市立学校幼稚園要休養審査委員会」を設置する規則を制定するものである。

議第27号については、議第26号の規則制定に伴い、現行の教育委員会訓令を廃止するものである。

議第28号については、小学校、中学校、高等学校、総合支援学校・育成学級の校種ごとに一括条例別表に定められた4つの教科書選定委員会について、条例記載事項以外の部分を、まとめて1つの規則として制定するものである。

議第29号については、一括条例別表に定められた「京都市就学指導委員会」について、条例記載事項以外の部分を規則で制定するものである。

議第30号については、一括条例別表に定められた「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」について、条例記載事項以外の部分を規則で制定するものである。

議第31号については、一括条例別表に定められた「京都市立学校結核対策委員会」について、条例記載事項以外の部分を規則で制定するものである。

議第32号については、附属機関と位置づけられた委員会等の委員の身分について、非常勤の特別職とし、報酬を支給できるよう、非常勤職員の定義を定めた規則を改正するものである。

議第33号について、「京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会」についても一括条例に基づく附属機関となるが、設置期間が1年以内と見込まれることに加え、個別の事案に関する調査を行う臨時的な委員会であり、かつその緊急性及び臨時性に鑑み、一括条例第2条第2項に基づき、規則により制定するものである。

なお、規則設置した場合、一括条例第2条第3項に基づき、その旨を市会に報告しなければならないが、11月市会において報告させていただく。

(委員との主なやりとり)

○「京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会」について、設置期間を1年以内と想定しているが、1年を超える場合の対応は。

○今回の附属機関の条例化に伴う規則整備以外に、内容を変更するといった事案はないか。

(事務局)

○調査委員会の調査が1年で終わらない場合は、そのことが判明した時点で一括条例を改正する。

○内容の改正を行うことはない。なお、今回、附属機関と位置づけ条例化したもの以外で、今後、引き続き要綱等に基づき開催するものについては、条例で設置した附属機関と区別するため、名称を「懇談会」や「会議」と改正するなど、文言整備を進めているところである。

(議決)

委員長職務代理が、議第25号～議第33号の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第34号 京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第35号 京都市野外活動施設京北山国の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第36号 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する時規則の制定について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

議第34号から36号までの議案について、一括で説明させていただく。議案も配付しているが、議案の内容をまたまた教育委員会説明資料に基づき説明させていただく。

本件については、7月25日の教育委員会において、教育委員会の6つの公の施設の使用料等の条例改正についてという議案で、御審議いただいた。

条例改正の内容として、公の施設の使用料等については、これまで、利用者の利便性の向上を図るため、それぞれの施設の特性に応じ、規則等で、障害者等に対して入場料や使用料を減額し、又は免除する運用を行ってきた。しかし、使用料等の取扱いについては、地方自治法上、条例により定める必要があること、条例で定めることにより、市民にとって分かりやすい運用を実現するため、全市的に規定整備を行うものである。

なお、今回の規則の制定は純粋な規定整備であるため、当該運用について、現状の取扱いに変更を生じることなく、市民の利用に影響が出るものではない。

具体的には、障害者に係る使用料等の免除規定等を全市的に統一するとともに、これまで規則で制定していた減額や免除規定を、条例に規定することとしている。

本条例については、10月28日の市会において議決され、11月15日に施行される予定となっている。

本日の議案については、今回条例で定めることに伴い、現在、教育委員会規則で定めている規定の削除等、また、この機会に若干の様式等の変更などの規定整備を行うものである。

なお、施行日については、条例に合わせて、平成25年11月15日を予定している。また、今回の審議いただく3施設以外の施設については、京都市規則において規定して

いるため、市長決定にて改正を行う。

(議決)

委員長職務代理が、議第 34 号、35 号、36 号の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 非公開の宣言

委員長職務代理から、以下の報告 1 件、議案 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

議第 37 号 教育に関する事務に係る平成 25 年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

11月26日に開会される11月市会で提案を予定している補正予算案件について、審議いただきたい。

今回の補正予算については、6月の臨時市会においても、計上させていただいた国の緊急経済対策である「元気の臨時交付金」について、国から京都市へ二次交付が行われることとなり、学校の教育環境の整備充実を図るため、学校の維持修繕に係る経費400万円を増額補正するものである。

元気の臨時交付金については、京都市として、京都経済再生に向けた流れをより確かなものとし、更なる活性化を図るため、本市が新たに実施する単独事業に充当することとされているが、二次交付分については全てが学校関係の修繕費へと充当されることとなっている。

教育委員会において、整備校・整備内容等を検討した結果、施設の法定点検の際にも指摘された高野中・修学院中の屋上防水工事、現在新校舎の移転整備を行っている八瀬小学校のグラウンド整備について、25年度と26年度にかけて、実施することとしている。

26年度分については、5校程度の整備を予定しているが、次年度以降での活用に向け、行財政局において一括して「公共施設等整備管理基金」へ積立てることとしている。

参考であるが、25年度における学校施設等の維持修繕経費については、教育環境の整備充実に向け、24年度2月補正・25年度当初予算・6月補正及び今回の11月補正と、国からの有利な財源も活用し、大幅に予算が増額されている。

また、元気の臨時交付金についても、2カ年で11億円を超える予算が計上されることとなっている。

この機会に老朽化の進んでいる学校施設について、最大限の修繕を行いたいと考えている。

緊急経済対策の趣旨も踏まえ、早期の事業執行を図り、さらに、事業の発注についても、関係課と協議し、京都経済の活性化につながるよう取り組んでまいらる。

(委員からの主な意見)

○法定点検とはどのようなものか。日常子どもたちがいる学校施設に関する追加調査項目はあるのか。

○京都市では25年度の11月補正になるが、財源の国の元気臨時交付金は24年度予算なのか。

(事務局)

○建築基準法に基づき、公共施設についても床面積が100㎡を超えるなど一定の要件を満たせば、点検が必要となるものである。

全対象施設について、毎年度設備の点検を行い、3年に一回は建物の構造・屋上・外壁等の点検を行っている。

公共施設一般に関する点検であり、学校に関する点検項目の追加はない。

○国において25年度当初予算と一体編成として計上された24年度補正予算案件である元気交付金が財源となっている。1次交付分は6月に予算化できたが、2次交付が11月となったためである。

(議決)

委員長職務代理が、議第37号「教育に関する事務に係る平成25年度京都市一般会計補正予算について」の採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

オ 報告事項

平成26年度予算編成について

(事務局説明)

○ 的山総務課長

来年度の予算編成について、報告させていただく。

なお、今後行財政局を中心に、予算査定が行われ、最終的な予算案については、2月上旬の教育委員会において、改めてご審議いただく予定である。

まず、10月7日の教育委員会において、報告させていただいたが、206億円の財源不足が見込まれる京都市の厳しい財政状況の中での教育委員会での予算編成方針を記載している。

次に、平成26年度の教育予算案であるが、全ての新規・充実事業などが認められた場合の概算ではあるが、教育費全体で17億円の増額を要求している。

内訳として、学校・事務局等の運営費については、消費税の影響による3億円の増や、次頁以降の新規充実事業として3億5千万円の要求をしており、7億円の増となっている。

施設整備費については、元気交付金の26年度分として8億円の増や、次頁以降の新規充実事業として16億円の要求をしており、20億円の増となっている。

人件費については、定年退職者が22人減少する見込みや、定員管理計画に基づく嘱託化等による人件費削減などにより、10億円の減となっている。

ただし、今後、行財政局による査定が行われるので、現段階での仮の数字とお考えいただきたい。

行財政局に要求しています主な新規・充実事業について、説明させていただく。

教科書採択・指導計画策定として、平成26年度は小学校、平成27年度は中学校と、教科書採択が行われるため、選定委員会の運営経費や、採択された教科書に基づく京都市独自の指導計画をまとめた京都市スタンダードの作成、また教員用の指導書等の配備を行

う。

子どもたちによる京都の魅力発信事業として、2020年に東京でのオリンピック・パラリンピック開催が決まったことなど、日本への世界の関心が高まる中、日本の象徴である国際観光文化都市・京都の魅力を、しっかりと世界に発信していき、「観光立国・日本」のために、京都が大きな役割を果たせるよう、子どもたちが和の文化や伝統産業などを理解するための取組、さらにおもてなしの心で外国人観光客に伝えられるための英語力の向上に向けた取組を開始する。中学生や高校生に京都検定や英検の受験を促すよう、補助制度の創設を考えている。また、英語力の育成のため、日常的に英語に触れあえる時間・場の創設など実施する予定である。

第3次読書活動推進計画実践として、現在策定中の第3次計画の実践に向け、本大好きな子どもを育むため、各種施策を実施していく。乳幼児期から中学校までの読書の記録を行う読書ノート配布や、特に本を読まない割合が高くなっている中学校での取組や、市立図書館の活用促進に向けた環境整備等を予定している。

青少年科学センターの展示スペースリニューアルとして、平成31年の開館50周年に向け、企業・大学との連携による取組に加え、科学への興味関心を高めるための新たな展示品の整備を実施し、展示スペースのリニューアルを実施する。

京の食文化普及啓発事業として、日本の食文化がユネスコの無形文化遺産に登録される見込みであるなど、改めて京の食文化を子どもたちに伝えるため、食育カリキュラムの実践や親子で学ぶ食育教室の開催など充実を図る。

幼稚園の預かり保育充実として、子ども・子育て支援に向け、市立・私立幼稚園での預かり保育を充実させるための経費的な措置を行う予定ですが、現在内容等を検討中である。

教員一人一台PCの配備として、これまでリース契約が終了した後のPCを再利用し、教員へ配備していたが、OS等PCの機能が日進月歩の中、リース契約により新たなシステム等に対応できるPCの配備を行う。

学校増収容対策として、児童生徒数が増加している高倉小・久世西小・京都御池中において、教育環境の充実に向けた整備を予定しているが、整備内容・経費等を検討中である。

避難所機能の充実として、災害発生時の避難所として活用される体育館の改築・リニューアル事業、プールのリニューアル事業の整備校数を増やし、その促進を図る。さらに、整備手法等が確立しておらず、耐震化計画の対象外であった木造校舎などの耐震補強や、避難所指定されている閉校施設等の体育館等の耐震補強を実施する。

つり天井等脱落防止対策として、体育館や講堂のつり天井や照明、また揺れに弱い窓枠など、国からの指針等に基づき、2カ年で対策を講じる。

教育施設のアセットマネジメントとして、老朽化が進む教育施設のうち、総合教育センターや図書館などの設備改修や屋上防水工事を実施する予定である。

県費負担教職員の給与等の移管に向けた準備として、現在、教育委員会制度の在り方が中教審でも議論されているが、その論点の一つとして、道府県から指定都市への給与費負担を移譲することが盛り込まれており、これまで人事権は京都市にありながら、給与については京都府の制度のもと京都府において支給されていたという状況が解消される予定である。しかしながら、現在市教委では高校・幼稚園・事務局と約3000名の職員への給与支給を行っていますが、その数が11000名（8000名の増）となる見込みである。3年後の移管を想定し、その準備に着手する予定としている。

以上が、行財政局へ要求している事業であるが、この要求内容については、各局分も含め、今後、京都市HP上で公表される予定である。

また、この他にも、教育内部でのスクラップアンドビルドにより、学力向上対策や学生ボランティア派遣の充実、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡大などを実施していく。

なお、現在候補地の選定中である新しい工業高校の整備や、国予算の関係である高校授業料の無償化の見直しなど、現在まだ詳細が決まっていないものもある。今後、制度等の詳細が決まったら、予算化の作業を進めていく。

最終的な予算案は、2月の教育委員会で審議いただくことになるが、来年度予算に向け、大きな事業廃止・休止等を行わず、事務的経費の節減により削減ノルマを達成するとともに、教育活動・教育環境の充実に努めてまいりたい。

(委員からの主な意見)

- 京都の魅力発信事業では具体的にどのような施策を行うのか。
- オリンピック等の開催が決まり、観光や英語の分野に限らず、教育にどう活かしていくのか考えてほしい。オリンピック関連として部活動の充実は行うのか。
- 展示スペースの倫ビュあるも含め、科学Cの50周年に向けた今後の展望は。
- 食文化普及啓発事業では具体的にどのような施策を行うのか。
- つり天井等の対策は多額となっているが、どの程度対象施設があるのか。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーはどのような配置拡大を行うのか。

(事務局)

- 京都・日本のことをまず理解してもらうため、事前・事後の学習も見据え、京都検定の受験補助を行うとともに、海外からの観光客への対応に向け、英語力の向上を図る。希望制での英検の受験補助や各学校でのイングリッシュシャワー実施など英語に触れあう時間の増に取り組んでいく。
- 京都市全体で新たに観光振興計画を策定すると聞いており、11月補正での予算計上が行われる予定である。その計画に教育分野を盛り込むかどうかも含め、部活動をはじめ、様々な分野での題材として活用できればと考えている。具体的な事業・施策については、今後検討していきたい。
- 『21世紀の「理科」を考える市民会議』や『青少年科学センターのあり方検討専門家会議』などで提言をいただいているところである。開館50年を迎える中、多額の経費の係る建て替えは困難な状況の下、時代の移り変わりも踏まえ、まずは展示スペースのリニューアルを図っていく。その他の分野については、今後5年をかけて整理していく。
- 食育については、現在でも日本料理アカデミーさんの協力の下、年間15校程度でプロの料理人の方を招き、出汁のうま味や和食の調理法などを学んでいるが、全校にプロの料理人を派遣するのは困難なため、カリキュラム等を整理し、各校で教員の指導の下、食育を実施できるよう調査研究を行う。また、親子で学ぶ食育教室を実施し、保護者も含めた取組の拡大を図る。
- つり天井については、学校関係で46箇所が確認されている。新しいものであってもつり天井を施工しているものがあり、地震が発生して直ちに落ちてくるものではないと思

うが、必要な対策を実施する。

- スクールカウンセラーについては、中学校・高等学校・総合支援学校への配置は完了しているが、残る小学校について、27年度での全校配置に向け、25年度は38校配置校を増やし95校へ配置している。26年度はさらに拡大していく。
- スクールソーシャルワーカーについては、27年度に各行政区へ1名配置となるよう、16名の配置に向け、25年度の13名から3名増を予定している。

(4) 閉会

11時30分、委員長職務代理が閉会を宣告。

署 名 委員長職務代理